

改正滋賀県公害防止条例の施行に係る疑義・回答

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖再生課

(条例説明会での主な質疑を中心に整理しています。)

No	質 問	回 答
1	ほう素化合物である窒化ほう素は、セラミックで水に溶出しませんが規制にかかるか。	特定事業場であれば、事業場からのすべての排水について、排水基準適用の対象となります。 有害物質使用特定施設になるかどうかについては、その物質が特定施設内においてどういう状態で使われているかにより判断されます。 有害物質使用特定施設に該当した場合、改正条例の主な規制は対象になります。
2	排水（有害物質を微量含む）を雨水排水系統と兼用して排水している場合、地下浸透と考えるのか。	有害物質使用特定施設に係る排水系統が、素堀の水路あるいは底打ちをしていない池など、排水が地下に浸透する構造になっている場合は、条例 2 1 条第 2 項（第 2 2 条）の規定する要件に該当することとなり、条例 2 8 条の 2 の特定地下浸透水の浸透禁止の規定が適用されます。 また、この場合、特定地下浸透水に係る届出が必要となります。
3	特定地下浸透水の届出に関して、汚水は浄化後に河川放流、廃液は専用の容器に回収して、専門の業者に処理を依頼しており、地下への浸透はない。この場合、届出は必要ないと考えてよいのか。	条例第 2 1 条第 2 項（第 2 2 条）に規定する要件に該当しない場合、当該規定および改正条例付則第 3 項の規定による届出は不要です。
4	新しく有害物質となったふっ素、ほう素、窒素系の化合物に関しても、有害物質保管移送施設の範囲にはいるのか。	有害物質保管移送施設は、有害物質（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号）に規定する物質を保管または移送することが一つの条件となっていることから、それらの物質は対象になります。
5	現在、有害物質を使用する特定施設として届出をしています。有害物質は、試薬として使用しており、その保管は試薬ビンでの保管で、専用のタンクや配管はありません。この場合、有害物質保管移送施設の届出は必要でしょうか。	有害物質保管移送施設とは、それが破損した場合に漏えいによる甚大な影響を招くおそれがあるものとして、有害物質使用特定施設に直接接続された有害物質または有害物質を含む液体（有害物質等）を移送する配管および有害物質等を貯留するタンク等の保管施設をいいます。 したがって、ご質問の場合、有害物質保管移送施設の届出の必要はありません。
6	有害物質保管移送施設について、有害物処理後の排水配管等についても該当するのか。なお、排水は有害物質を微量含むものである。	質問の施設は、本条例では有害物質保管移送施設の対象としていません。（説明会資料 p 2） しかし、このような施設は水質汚濁防止法または滋賀県公害防止条例の特定地下浸透水の浸透禁止の規定が適用されます。

No	質 問	回 答
7	当社では、屋内生産場所(クリーンルーム)の中で、攪拌タンクから販売用容器に液体製品を充填する工程及び攪拌タンク間の循環工程があり、フレキシブル配管(ステンレスブレード・テフロンホース)を使用しています。この場合のフレキシブル配管は「移送用に供する施設」に該当するか。	製品用容器に充填する工程の配管および有害物質使用特定施設に接続されているが保管を伴わない循環方式のものは、有害物質保管移送施設に該当しません。 ただし、有害物質等の保管を伴って循環使用する場合、すなわち保管する施設を経由し、再度有害物質使用特定施設において、有害物質等を使用する場合は、循環系統すべて(特定施設からの排出系統、保管する施設、特定施設への移送系統)を有害物質保管移送施設ととらえます。
8	滋賀県公害防止条例施行規則別表第1にある第74項の特定施設で、処理する原水が有害物質を含有する場合、他の特定事業場から接続する排水系統の配管等は有害物質保管移送施設に該当するのか。また、該当する場合、有害物質についての基準はあるのか。	74項の施設で処理するために接続する他の特定事業場からの排水系統の配管等については、有害物質保管移送施設には該当しません。 しかし、その排水系統は、水質汚濁防止法または滋賀県公害防止条例の特定地下浸透水の浸透禁止の規定が適用されますので注意が必要です。
9	条例第2条第4号に規定される「有害物質保管移送施設」には、有害物質を含む排水・廃液を移送するための排水系路を含むと解してよいのか。	有害物質保管移送施設は、「その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設(有害物質使用特定施設)を設置する工場等内において、有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管または移送の用に供する施設」と定義されており、特定施設で使用等する目的をもって有害物質等を保管・移送する施設を指していることから、排水系統は含んでいません。 なお、有害物質使用特定施設から排出される排水および廃液に有害物質が含まれていても、有害物質保管移送施設には該当しませんが、水質汚濁防止法第12条の3、または条例28条の2に規定される特定地下浸透水の浸透の規制は適用されるので注意してください。
10	有害物質保管移送施設について、改正条例施行後30日以内に既設設備の届出が必要ですが、その際、設置基準に不適合と判断された場合の運用はどのようになるのか。	有害物質保管移送施設の構造の基準(説明会資料p3)に適合しない施設である場合、条例施行後、当該構造の基準を満足できるような改善が計画的に進められるよう、計画書の提出を求めることとしています。
11	元々、一つの事業所が分社化して工業団地のようになっている場合、元々の敷地全体を一つの事業所として観測井戸等が設置されている場合は、元々の敷地全体を一つの事業所として管理してよいのか。	地下水の調査義務がある複数の有害物質使用事業者が隣接している場合であっても、個々の事業者には、個々に調査義務が課せられています。このことから、個々の事業者において設置すべき井戸、調査すべき頻度で調査を実施してください。それらの井戸、調査自体がそれぞれの事業者のものとして相互に利用できる場合、義務を確保できる範囲で、それらを相互に利用することは支障ありません。

No	質 問	回 答
12	監視井戸の水質の測定は、現在使用している有害物質使用特定施設で使用している有害物質だけでよいのか。	規則 19 条の 3 第 2 項にあるように、監視井戸で測定しなければならない物質は、その特定施設で使用等している物質となります。 ただし、有機塩素系化合物の場合は、その関連物質を含むこととなります。
13	敷地及び建物が借用の場合、観測井戸は誰が設置し、測定をするのですか。	条例 29 条の 5 において、有害物質使用特定事業場の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁状況について調査し、知事に報告する義務が適用されるのは、有害物質使用事業者（有害物質使用特定事業場の設置者）とされています。 ただし、条例においては、「井戸の設置者」については、規定していませんので、誰が設置者となるべきかは有害物質使用特定事業場の設置者が土地の所有者等と協議して決めてください。
14	監視井戸に関して、特定施設の下流側とは地下水の下流方向か。	そのとおり。 なお、県では、地下水の流向を判断する資料として、全県域での地下水等水位線図を作成し、振興局等で確認できるようにします。 また、事業場に既存の井戸がある場合には、その設置時に地下水の流れなどについて検討されていると考えられるので、それらの情報も総合的に判断して、汚染が発生した場合にできる限り早く検知できるよう下流側の適切な場所に設定してください。
15	施設 A と B が地下水流向の上下流にあるような場合は、井戸はどのように設置することになるのか。一つの井戸で監視できればそれでよいのか。	すべてのパターンを示すことはできませんが、基本パターン（説明会資料 p 3、10、11）をもとに、いろいろなバリエーションの中で、設置する井戸により、どこまでの範囲で監視ができるのかで判断することになります。有害物質が漏れた場合に、できる限り早く検知できるよう場所を選定することが必要です。
16	特定施設設置事業者は、監視井戸を設置することになっているが、明確な設置基準はあるか。	条例上、監視井戸の設置が必要となる者は、有害物質使用事業者（有害物質使用特定事業場の設置者）であり、井戸の設置にあたっては説明会資料 p 3 の「監視井戸」に示した考え方を基本としてください。 なお、有害物質使用事業者でない特定事業場の設置者の場合であっても、汚染を早期に発見することの必要性を踏まえ、条例上の義務はありませんが、監視井戸を設置した方が好ましいと考えています。
17	いつまでに井戸を掘らないといけないのか。場所と必要箇所数の基準はあるか。費用は行政の補助・融資制度等があるのか。井戸の設置に罰則規定はあるのか。	地下水の調査については、改正条例施行後 1 年以内の実施が必要です。このため掘削時期は調査を行うのに必要な期間を残して設置することが必要になります。（掘削後すぐに測定することなく、地下水が水質的、流況的に安定してから測定することが適切です。） 設置場所、必要箇所数の考え方は説明会資料 p 3 等で示したとおりです。 費用について、融資等の制度は用意していません。 調査及び報告がなされない場合に勧告し、勧告に応じない場合には、氏名の公表の措置を規定しています。

No	質 問	回 答
18	有害物質使用特定施設の設置者は、井戸での排水基準項目の調査報告を義務付けられるようであるが、井戸の設置方法や検査頻度はどのように指導されるのか。	井戸の設置の考え方は説明会資料で示したとおりです。 検査頻度については、条例上は年１回以上と定めていますが、事業場の土地の地質性状に応じて、地下水の汚染を監視できる頻度を設定する必要があります。主に地下水の流速により、多い場合は月１回程度の測定が必要となる場合があり、個々の事業場において計画を立てる必要があります。
19	監視井戸の設置基準と仕様（径、深さ等）は、どのようになっていますか。構造に関する規格はありますか。 第１回目の地下水調査の報告期限はいつですか。	条例において、井戸の規格は定めていません。 設置にあっては、井戸の掘削時に難透水層を破損しないように注意して設置してください。監視井戸の設置等の考え方については、説明会資料 p 3 に記載する６項目を示しています。 井戸の設置の具体的事項については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」((社)土壌環境センター)の「Appendix 6 - 1」を参考にしてください。 また、第１回目の報告は、平成２１年７月３１日までに調査を行い報告してください。
20	監視井戸の設置場所について、有害物質使用特定施設の「下流側に２０ｍ程度以内」の根拠は何か。	一般的に砂質層での地下水の流速は２０ｍ／年程度であるとされていることから、少なくとも１年に１回の調査で、万一汚染が発生した場合の検知ができることを意図して設定したものです。 詳細については、「滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の施行に係る監視井戸の取扱いについて（平成２０年７月１８日付け滋琵再第３２７号）」を参考にしてください。
21	監視井戸が概ね監視できる範囲（地下水の流向と同方向：流向と垂直方向＝１：１．５）の根拠は何か。	「地下水ハンドブック（編集 地下水ハンドブック編集委員会）」の p632 に示されています。
22	過去に有害物質を使用した特定施設があったが、その廃止届を行い、現状では有害物質を使用していない場合は、どのような対応になるか。	有害物質が、条例第２条第６項に規定する指定有害物質である場合、条例５０条に規定する「指定有害物質使用地」に該当することになるので、条例５０条の対応が必要です。また場合に応じて、条例第５０条の２等の条文も対象となります。 なお、現状で特定施設において有害物質を使用していない場合は、条例第２９条の５に規定する地下水の水質調査の必要はありません。
23	条例の土壌調査等に関する規定（第３章）は、土壌汚染対策法がベースであり、その取扱い、同法の延長にあると考えてよいか。	条例の中でも規定しているとおり、多くのところ（規定）は土壌汚染対策法がベースとなっています。 同法の施行通知などで取り扱いについて確認していただけます。 また、条例独自の規定、例えば「指定有害物質使用地」に係る規定（条例第５０条：土地の形質変更時の調査）等がありますので、「滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例等の施行について（平成２０年７月１８日付け、滋琵再第３２６号）」で確認してください。

No	質 問	回 答
24	土壌汚染物質について、自然由来とは具体的にどのような事例を指すのか。	平成１５年２月４日付け環水土第２０号「土壌汚染対策法の施行について」の別紙１にある土壌中の特定有害物質が自然原因によるものかどうかの判定基準を参照してください。
25	土壌調査の対象物質は全項目か、または使用実績のあるもののみか。	条例第４９条の調査については、規則第２９条の２において規定しているとおり、使用が廃止された指定有害物質使用特定施設において製造され、使用され、または処理されていた指定有害物質を対象としています。 ただし、同規則にあるとおり、有機塩素化合物、例えばテトラクロロエチレンが対象物質となる場合は、同物質の関連物質である 1,1 - ジクロロエチレンおよびシス - 1,2 - ジクロロエチレンおよびトリクロロエチレンを測定する必要があります。 （条例第５０条の調査の場合、規則第２９条の７を参照してください。）
26	土壌調査において、今後も工場として利用する（土地利用の変更なし）場合、条例第５０条第１項のただし書に規定される確認申請をすれば、調査を将来に先延ばしすることは可能か。	第５０条のただし書に規定する申請書を提出し、ただし書の要件に該当した場合は、調査の実施を先送りすることができます。また、第５０条に規定する土地の形質変更をしようとするごとに、申請が必要となります。 なお、第４９条のただし書の場合は、調査の実施が猶予されますが、ただし書の要件に該当しなくなった場合は、その時点から起算して１２０日以内に調査の実施と報告が必要となります。
27	過去に調査を行っているが、土壌汚染対策法に定める方法ではない場合、再度の調査が必要となるのか。	規則第２９条の３に規定するとおり、調査の方法は土壌汚染対策法施行規則第３条から第１１条までに定めるとおりとしており、同法で定める調査を行わなければなりません。また、同法施行規則第１１条において、法施行前に法に基づく土壌の汚染状態の把握調査と同等程度の精度を保って土壌の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査のあとに新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を法に基づく調査結果と見なすことができるとされており、これに該当しない場合は、調査が必要となります。
28	工場内で土地の形質変更を実施する際、明確に過去から特定施設を設置していないとわかっている土地（ある一定の範囲）でも、形質を変更する際は土壌調査をする必要があるのか。	土壌汚染対策法施行規則第３条第２項に基づき、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（履歴調査）を行ってください。そのうえで、同施行規則第４条第３項の規定により、土壌汚染のおそれがないと認められる区画については、さらに土壌の分析調査を行う必要はありません。
29	特定施設を設置しているが、設置場所とは全く違う場所の土地の形質を変更する場合でも、土壌調査（事業所全体の）が必要か。	当該土地の履歴により、具体的な現地調査の必要性が変わります。いずれにせよ、土地の履歴調査の結果を元に区分されるので、履歴調査は必須です。 【 土壌調査＝履歴調査＋現地調査（分析） 】

No	質 問	回 答
30	事業所の事業主が変更されている場合、現事業主による事業所取得以前を原因とする土壤汚染が確認された場合には、責任は誰に帰属するのか。	土壤汚染対策法第7条の規定は、汚染が判明し被害防止のための措置が必要な場合の措置命令の対象として汚染原因者に言及しており、汚染原因者の責任は免れるものではないと考えています。 また、条例第50条の5においても、同様の規定を設けています。
31	弊社滋賀工場において、平成12年まで、1,1,1 - トリクロロエタンを使用していた。現在、過去からずっとグラウンドとして利用していた土地の有効活用を考え、この土地の売却も考えています。その際、その土地の土壤汚染調査とはどのような調査を行えばよいか。	指定有害物質使用地に該当する場合、土地の形質変更時に条例第50条に規定する調査が必要です。 また、現在も他の物質を使っている場合も、第50条の規定が適用されますが、現在使用している有害物質使用特定施設を廃止した場合は、その時点でまず、条例第49条が適用されます。
32	本改正条例の施行前から、指定有害物質使用地となる敷地において、形質変更にあたる工事を行っている場合、条例第50条の形質変更時の調査義務等、それ以降の条文の規定は適用されるのか。なお、形質変更にあたっては、一定の土壤調査を実施している。また、工事発注を分離して行う場合、当該工事の一つが改正条例施行後である場合はどうなるのか。	指定有害物質使用地となる土地において、条例施行前に土地の形質変更の工事が行われている場合、条例第50条の規定は適用されません。 ただし、土壤調査等により、汚染の有無を明らかにし、適切な工事、残土の処理が行われるよう配慮が必要です。 また、対象としている土地について、汚染の改善のための形質変更の工事が、一定期間内で計画的に行われていると認められる場合は、一連の工事として扱うこととなります。
33	規則第19条の3第1項第1号に規定される「当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統」の定義においては、以下の系統のものは該当しないとしてよいか。 1 間接冷却水の排水系統 (例えば、ジクロロメタン等の蒸気を回収するためにコンデンサーが用いられるが、このコンデンサーの内部を流れる冷却水は、有害物質等に対して、間接的に冷却を行うことから、通常の使用において有害物質等を含むことはない。)	そのとおり。 なお、以下の点に留意してください。 条例第28条の2により、「有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。」とされており、その規則で定める要件として、規則第16条において、当該物質が検出されることとされています。 したがって、当該特定施設において使用等された有害物質について、排出される間接冷却水を分析して不検出であることと、かつ、構造上およびその使用方法においても、不検出である状態が維持されることが明らかな場合は、「当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水する」という要件自体に、そもそも該当しないことになります。 しかしながら、この場合にあっては、有害物質等を含む汚水または廃液については、いずれかの時点において特定施設の系外へ排出されることから、排出される間接冷却水が有害物質等を含まないものであっても、特定施設であるということについては、何ら変わりません。 (次ページに続く)

No	質 問	回 答
33		(前ページより続く) (特定施設とは、「汚水または廃液を排出する施設であつて」の定義にあるように、ジクロロメタンを含む廃液が排出されることから、ご質問の施設は特定施設にあたります。なお、この場合、その廃液を排出する系統が、汚水等を排出する系統になります。)
34	規則 19 条の 3 の (2) で示されている、「濃厚な汚水等」の濃度基準はあるのですか。	器具等で使用した廃液は「濃厚」であり、廃液を廃棄後に、使用した器具の洗浄における 1 次洗浄水 (1 次洗浄以降) は「濃厚」にあたらないと判断してください。
35	当社敷地内で、公共河川において、公共工事が行われているが、こういった工事において汚染された土壌が搬入された場合、自社の責任で汚染対策をとる必要があるのでしょうか。搬入土について、汚染のない旨の証明書を入手すべきでしょうか。その他すべきことはあるでしょうか。	公共工事であるか否かとは別に、自社の敷地に係る工事において土壌等が持ち込まれる場合に関して、条例上の義務は規定されていません。 一般論として当事者が汚染のないことを確認することは、当然考えるべきことであると思慮しますが、その確認の程度や手法は、それぞれの事案の状況に基づき、判断されることであると言えます。 なお、確認の結果、明確に汚染の原因が特定できる場合であれば、その責任は原因者に求められますが、そうでなければ、土地所有者が対応することになると考えます。